



明石市と兵庫大学・兵庫大学短期大学部との



包括連携協力に関する協定書

明石市（以下「市」という。）及び兵庫大学・兵庫大学短期大学部（以下「大学」という。）は、今後、具体的な連携協力を推進するに当たり、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市及び大学が、SDGs の理念の下、相互のパートナーシップにより持続可能な社会を実現させるため、各分野で協力し、地域の発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 市及び大学は、前条の目的を達成するため、次の連携協力事業を行う。

- （1）市と大学の人的・知的資源等の交流
- （2）市と大学の協働による調査研究及び学生等の教育に関する事業の実施
- （3）市又は大学が主催する事業等に対する相互の協力・支援
- （4）市と大学の協働による子育て支援及び教育に関わる事業の実施
- （5）その他両者が協議して必要と認める事項

（連絡調整）

第3条 連携及び協力を円滑に進めるため、市及び大学のそれぞれに窓口を設置し、連絡調整を行うものとする。

（事業実施）

第4条 市及び大学は、相互に協力し誠意をもって事業を遂行する。

2 事業に係る費用負担については、適切な配分のもと両者が協議の上決定する。

（期間）

第5条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。但し、この協定書の有効期間満了の1か月前までに、市と大学のいずれからも改廃の申し入れがない時は、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第6条 この協定書に定めるもののほか、連携協力の具体の取組事項等については、市及び大学が協議して別に定める。

令和4年11月18日

明石市
市長

泉房穂

兵庫大学・兵庫大学短期大学部
学長

河野真